

東通村特定間伐促進計画を公表します

森林による二酸化炭素の吸収の強化を図るため、間伐等の実施を促進するための支援措置を10年間延長する「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」の改正法が令和3年4月1日に施行されました。

この改正法を受けて、青森県が策定した「特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針」に即した、東通村特定間伐促進計画を作成したので公表いたします。

